

マイナンバー法案の関連法案の概要

【住民基本台帳法の一部改正等】

(1) マイナンバー法案と関連法案について

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、今国会に次の3法案を提出予定。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)【内閣官房】
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【内閣官房】
- ③ 地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

マイナンバー法案

I 総則

II 個人番号

- 市町村長は、個人番号を定め、書面により通知。
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。
- 個人番号の利用範囲をマイナンバー法に明記。地方公共団体の独自利用や災害時の金融機関での利用も可能。

III 番号個人情報保護等

(番号個人情報の保護、情報連携、行政機関個人情報保護法等の特例等)

- 番号個人情報の提供は原則禁止。情報連携基盤を使用して行う場合など、マイナンバー法の規定によるもののみ可能。

IV 個人番号情報保護委員会

V 法人番号

VI 雑則

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。
- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

VII 罰則

関連整備等法案

住民基本台帳法の一部改正

公的個人認証法の一部改正

・
・
・
・
・
・

地方公共団体情報
システム機構法案

(2) 住民基本台帳法・公的個人認証法の一部改正について

住民基本台帳法の一部改正

- 住民票の記載事項及び本人確認情報に「個人番号」を追加
 - ・ 個人番号を住民票記載事項に追加し、本人等からの特別の請求があった場合に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
 - ・ 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コードとあわせて本人確認情報の一つと位置付け。
- 本人確認情報を利用できる事務を追加
 - ・ 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正する。
- 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行
 - ・ 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定する。
- 住民基本台帳カードに関する規定を削除 ⇒ マイナンバー法に規定する個人番号カードに移行
 - ・ マイナンバー法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除する。

公的個人認証法の一部改正

- マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設
 - ・ 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で開示請求できる仕組みを構築することに伴い、インターネット上の簡易な本人確認手段として、既存の電子署名に加え、「電子利用者証明」の仕組みを創設する。
- 電子証明書の発行手続きを簡素化
 - ・ 電子証明書の申請の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度では申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。
- 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大(総務大臣が認める民間事業者を追加)
 - ・ これまで行政機関等へのオンライン手続にしか活用できなかった公的個人認証サービスについて、民間のサービスでも活用できるようにする。
- 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行
 - ・ 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。

(3) 地方公共団体情報システム機構法案

社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、マイナンバー法案及び関係法律の改正案とあわせて、地方公共団体情報システム機構の設置根拠に係る規定を整備する。

【社会保障・税番号大綱】

「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。



地方公共団体情報システム機構法案

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構に、地方の代表が参画する「代表者会議」を置き、定款変更、理事長及び監事の任命・解任、事業計画、予算、決算等の機構の重要事項を議決。
- 代表者会議が任命する外部有識者からなる「経営審議委員会」を置く。
- 理事長及び監事は代表者会議が任命し、副理事長及び理事は理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及びマイナンバー法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

(4) 新法人のガバナンスについて

- 地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保

